

株式会社全管協共済会は、サポートネット21共済会との間で  
「業務及び財産の管理の委託契約」を締結いたしました

平成21年1月22日付けで、株式会社全管協共済会（東京都中央区八重洲二丁目1番5号 代表取締役 小花和人）は、サポートネット21共済会（東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 理事長 加藤泰寛）との間で、「業務及び財産の管理の委託契約」を締結し、平成21年3月4日付けにて内閣総理大臣の認可を受け、平成21年3月30日から効力が発生いたしました。この委託契約は、株式会社全管協共済会が、サポートネット21共済会の契約者保護のために、サポートネット21共済会の下記の業務の委託を受けたものです。

- (1) サポートネット21共済会の共済契約の管理
- (2) 共済事故の受付、調査、査定、共済金支払の各業務
- (3) サポートネット21共済会の業務を外部委託する場合、委託先の選定及び管理
- (4) サポートネット21共済会の金融機関口座の管理及び経理事務
- (5) サポートネット21共済会の運営経費の管理及び支払い

今後は、サポートネット21共済会から発信すべき文書等につきましては、発信者を「サポートネット21共済会 受託会社 株式会社全管協共済会」と表記することになります。

株式会社全管協共済会  
代表取締役 小花 和人